

# 栃木県介護人材確保対策事業実施要領

## 第1 趣旨

介護人材の確保のため、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第354号）に基づき行う介護人材の確保を図る事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 目的

本事業は、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、栃木県における介護人材の確保を図ることを目的とする。

## 第3 事業内容等

### 1 介護基盤整備事業

#### (1) 目的

介護人材確保対策連絡調整会議の開催及びとちぎ介護人材育成認証制度の運用により、介護人材の確保・定着に向けて、取組の強化や県内介護事業所のレベルアップ・ボトムアップを図り、介護人材確保のための基盤を整備することを目的とする。

#### (2) 実施主体

栃木県が実施する。

#### (3) 事業内容

- ア 栃木県における介護人材確保に係る具体的な取組や推進の方策を検討するための、栃木県介護人材確保対策連絡調整会議の開催
- イ 介護事業所の人材育成・確保の取組を見える化し、県内介護事業所のレベルアップ・ボトムアップを図るための「とちぎ介護人材育成認証制度」の運用等

### 2 介護人材参入促進事業

#### (1) 目的

学生や主婦層から高齢者まで、広く多様な介護人材の参入促進を図ることを目的とする。

#### (2) 実施主体

下記（3）ア、イ、エ～クについては栃木県が、ウについては市町が、ケについては社会福祉法人栃木県社会福祉協議会が、コについては、社会福祉法人とちぎ健康福祉協会が実施する。

#### (3) 事業内容

- ア 介護の現場等で活躍している介護福祉士等が講師として県内の中学校・高校等を訪問し、介護の仕事の大切さと魅力等を伝えるための講座の開催
- イ ホームページ等による福祉人材・研修センターの各種事業の周知及び介護職のイメージアップのための広報
- ウ 市町が行う介護に関する入門的研修及び介護職員初任者研修の実施費用の助成
- エ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした、介護現場における職場体験や研修の実施
- オ 福祉人材・研修センターにおける介護事業所の詳細な求人ニーズの把握と求職者の適正の確認、就業後の適切なフォローアップ等の一体的な就労マッチング支援の実施
- カ 無資格の介護職員や訪問介護を目指す者等が介護員養成研修を受講する際の費用の助成
- キ 元気高齢者を対象とした介護周辺業務を担う「とちぎケア・アシスタント」の養成
- ク 介護の日に関する普及啓発や介護人材の育成・確保のためのイベントの開催

- ケ 福祉系高校在学者に対する修学資金の貸付け及び他業種から介護分野の介護職に就職する際に必要な経費に係る支援金の貸付け
- コ 介護支援専門員実務研修受講費の助成

### 3 介護人材資質向上事業

#### (1) 目的

介護職員の就労年数や職域階層等に応じたキャリアパス・スキルアップを図るための研修等を実施し、介護職員の資質の向上を図ることを目的とする。

また、離職した介護人材の届出制度を運用することにより、潜在的有資格者の将来的な再就労の促進を図る。

#### (2) 実施主体

下記(3)アについては栃木県が適当と認めた介護関係団体等が、イについては栃木県が実施する。

#### (3) 事業内容

ア 介護人材の就労年数や職域等に応じた適切なキャリアパスを支援するための研修の実施費用の助成

イ 離職した介護人材の届出制度の運用、制度の周知及び介護事業所との連絡調整、離職者に対する再就業への支援及び情報提供

### 4 介護労働環境・処遇改善事業

#### (1) 目的

介護職の労働環境・職場環境の改善や、介護従事者の負担軽減により離職防止を図ることを目的とする。

#### (2) 実施主体

ア、イ、ウ及びエについては栃木県が適当と認めた介護サービス事業者が実施する。

#### (3) 事業内容

ア 介護ロボットを導入するための経費の助成

イ 見守り機器の導入に伴い通信環境を整備するための経費の助成

ウ ICT機器を導入するための経費の助成

エ 介護特定技能外国人の定着に資する研修経費の助成

## 第4 その他

その他事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

1 この要領は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度分の事業について適用する。

2 栃木県介護人材緊急確保対策事業実施要領（平成27年3月16日制定。以下「旧要領」という。）は、廃止する。

3 旧要領の規定により令和元年度までに実施した事業については、従前の例によることができる。

#### 附 則

この要領は、令和2年9月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和3年3月31日から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和3年6月9日から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、令和5年4月12日から適用する。

**附 則**

この要領は、令和6年4月1日から適用する。